



# つまごいむら

# 農業委員会だより

## 第50号

令和5年3月15日

編集・発行／嬬恋村農業委員会 ☎0279-96-1256



嬬恋村農業委員会

会長 西窪 充夫

農業委員会だより  
発行にあたり

農家の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より農業委員会活動に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。昨年は、以前より続いておりました新型コロナウイルス感染症の影響があり、農業委員会の研修会や行事等が中止になりました。

また、農業分野においても原油や肥料・飼料の価格の高騰により、大変厳しい状況であると感じます。このような状況が一刻も早く収束することを願つております。

さて、農業委員会では毎年9月から10月にかけ農業委員と農地利用最適化推進委員とで農地パトロールを嬬恋村全域で行い、遊休農

地・荒廃農地について調査しています。農地が山林化・原野化してしまい農地として再生できない・耕作出来ない農地につきましては現況確認をした上で、定例会において非農地として決定し、農地所有者の皆様へ農業委員会より順次通知を発送させていただきました。ご不明な点がございましたら農業委員会事務局へご連絡ください。

また、農業委員会では農業者年金の加入推進の取り組みを行っています。農業者年金は支払った保険料が将来、年金給付に使用される積み立て方式の年金になります。さらに支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になり節税にも効果的です。

加入要件などの詳細は農業委員事務局へお問い合わせください。非常に良い制度でありますので加入の検討をお願いしたいと思いま

す。終わりに、本年7月には

農業委員会は委員の改選を迎えます。今後も関係団体と連携し、嬬恋村の農業の発展のため努めてまいります。そこで皆様方の一層のご支援・ご協力をお願いします。





農業委員  
下谷 彰一

## 農業委員会活動を

## 振り返つて

また、退職後Uターンしたご夫婦は遊休農地を整備しお米と大豆を収穫しました。しかし、その一方で多くの農地を借り受けている農家が高齢化により農地の返還をしたため新たな遊休農地を生み出しています。



農業委員  
黒岩 広司

干旱地区

いく中で鳥獣被害対策や遊休農地、不耕作地の土地改良事業の実施を国、県と連携して推進するこ



## 定例会の様子

本年度も前年に引き続き農地パトロールを行いました。芦生田地区は地形があまりよくなく、農地に行く道も狭いので大きなトラクター、トラックが通るのにギリギリな場所もあり、不便であります。それに加えて、小さい面積や更に傾斜地が多く有ります。条件の悪い農地に比べ、条件の良い農地は、他の地区の規模拡大を目指している農家に使用してもらい、主にキヤベツ畑として活用されています。遊休農地になっている農地は、作場所が悪く面積が小さく、作業効率の悪い場所が多く見られます。また他地区と同様に鳥獣被害も多くなり、その対策も大変になります。つており耕作が難しい等の理由があるなか何とか遊休農地を減らし、活用しか



芦生田地区

農地利用最適化  
推進委員  
大塚 良一

農業委員会では毎年9月から10月にかけて地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止、違反転用の早期発見を主目的に、農地パトロールを各地区的農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員で実施しています。今年度、今井地区では農地パトロールの効率化に向け、立ち入りの困難な土地をドローンによる空撮を行っており、効率よく現状を確認することができました。

数年で水田の遊休農地化が進んでいます。耕作者の

ていく方向で農地を守るべく地域の人に協力してもらいながら、今やつている活動の成果が出るようになります。やつていきたいと思われます。



今井地区

農地利用最適化  
推進委員  
深井 良純

ドローンから撮影した風景

高齢化や後継者不足による農業人口の減少が主原因であると思われます。が、遊休農地化の解消へや、周囲の耕作者への働きかけなどを行なう様に遊休農地の声掛けに向け向います。

## 農用地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

「自分の農地だから、許可を得なくても自由に売ったり、貸したり、転用してもよい」と思っておられる方はいませんか。

農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには「農地法」に基づく許可が必要です。

### 3条申請

農地を農地として売買したり、貸し借りする場合

### 4条申請

自分名義の農地を農地以外に転用する場合

### 5条申請

他人名義の農地を買ってあるいは借りて転用する場合

農業委員会の許可が必要です

農業委員会を経て県知事の許可が必要です

農地転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、駐車場、山林など農地以外のものに変更することです。

# 農業者年金に加入しませんか

- あなたの老後生活への備えは充分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

## 1 農業に従事されている方なら幅広く加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者、または60歳から65歳未満の国民年金任意加入者であって年間60日以上農業に従事している方は加入できます。農地を所有していない方、家族従事者の方も加入できます。

## 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。一定の要件を満たす人には保険料の国庫補助があります。一定の要件を満たす35歳未満の人は月額1万円から選択できるようになりました。

## 3 積み立て方式（確定拠出型）の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる確定拠出型の積み立て方式で、加入者・受給者の数に左右されにくい、少子高齢化に強い安定した年金制度です。

## 4 税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。運用益も非課税となります。

## 5 終身年金で80歳までの保証付きです。

原則65歳から「農業者年金老齢年金」を受給できます。仮に、年金加入者や受給者が80歳前に亡くなれた場合でも、80歳までに受け取れるはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。

お問い合わせは嬬恋村農業委員会事務局までお願いします。

農業者年金ホームページ URL <https://www.nounen.go.jp>